

## Generative AI Cloud (SaaS) 利用約款 2 版

### (利用約款の目的)

第1条 Generative AI Cloud 利用約款(以下、「利用約款」といいます。)は、NEC Cloud Services 基本約款(以下、「基本約款」といいます。)に基づく個別約款として、日本電気株式会社(以下、「当社」といいます。)が、この利用約款および当社が別途定めるサービス仕様書に基づき提供する本サービスの利用条件を定めることを目的とします。

2. 利用約款と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用約款に優先して適用されるものとします。
3. 利用契約等の定めと、利用契約締結前に契約者および当社との間でなされた協議内容、合意事項、または一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等とが矛盾、抵触または相違する場合は利用契約等の定めが優先するものとします

### (用語の定義)

第2条 利用約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、利用約款に基づき当社が契約者に提供する Generative AI Cloudをいい、その詳細はサービス仕様書に定めるものとします。なお、本サービスには LLM およびプロンプトファイルを含みます。
- (2) 「契約者」とは、当社との間で利用約款に基づく利用契約を締結した法人その他の団体をいいます。
- (3) 「利用者」とは、契約者における個人をいいます。
- (4) 「利用契約」とは、基本約款および利用約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (5) 「利用契約等」とは、利用契約、基本約款および利用約款を総称していいます。
- (6) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (7) 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- (8) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が当社の判断により設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- (9) 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備、本サービスを提供するために当社が電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線および電気通信サービス(当社が本サービスを提供するために第三者から調達を受ける

ソフトウェア、プラットフォームサービスその他のサービス（以下、「第三者サービス等」といいます。）を含みます。）を総称していいます。

- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課の金額をいいます
- (11) 「ユーザID」とは、本サービスの利用にあたり当社から契約者に付与され、契約者とその他の者とを識別するために用いられる符号をいいます。
- (12) 「APIキー」とは、本サービスの利用にあたり当社から契約者に付与され、契約者がインターネットを經由して本サービスに接続するために用いられる符号をいいます。
- (13) 「パスワード」とは、本サービスの利用にあたり当社から契約者に付与され、ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者とを識別するために用いられる符号をいいます。
- (14) 「認証情報」とは、ユーザID、APIキーおよびパスワードを総称していいます。
- (15) 「契約者委託先」とは、契約者の契約者委託先の法人その他団体における個人をいいます。
- (16) 「契約者等」とは、契約者、利用者および契約者委託先を総称していいます。
- (17) 「営業日」とは、日本国における土日祝祭日および当社所定の休業日を除く日をいいます。
- (18) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下、「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める「個人情報」をいいます。
- (19) 「マイナンバー」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に定める「個人番号」をいいます。
- (20) 「契約者データ」とは、本サービスの利用に伴い、本サービス用設備に契約者等が保管するデータをいい、プロンプト、出力結果その他契約者の秘密情報を含みます。
- (21) 「LLM」とは、本サービスの一部として当社が契約者に提供する、大規模なデータセットとディープラーニング技術を含む機械学習技術を用いて構築された学習済みの言語モデル（契約者と当社との間で別途LLMのファインチューニングに係る契約が締結された場合、当該契約に基づき当社がチューニングした再利用モデルを含みます。）をいいます。

- (22) 「ファインチューニング」とは、特定の用途に特化した LLM を生成するため、特定の用途に適したデータを再学習させることによりパラメータをチューニングすることをいいます。
- (23) 「プロンプト」とは、契約者が LLM に入力する指示・条件・参照情報等の文字列をいいます。
- (24) 「プロンプトファイル」とは、本サービスの一部として当社が契約者に提供するプロンプトファイルをいいます。
- (25) 「出力結果」とは、契約者が LLM にプロンプトを入力したのち、当該 LLM から出力された結果をいいます。
- (26) 「本生成物」とは、本サービスの利用により生成される生成物をいいます。なお、出力結果は、本生成物に含みません。
- (27) 「再利用モデル」とは、LLM に対する追加学習により新たに生成された学習済みモデルが組み込まれた推論プログラムをいいます。
- (28) 「蒸留」とは、既存の学習済みモデルへの入力 (LLM へのプロンプトの入力を含みます。) および出力結果を、学習用データセットとして利用して、新たな学習済みモデルを生成する行為をいいます。

#### (利用目的)

- 第3条 契約者は、自己の内部業務処理の目的 (以下、「本件目的」といいます。) に限り、本サービスおよび本生成物 (以下、総称して「本サービス等」といいます。) を利用できるものとし、
2. 契約者は、本件目的の範囲内において個人情報を利用する場合、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する目的で、本サービスを利用してはならないものとし、

#### (利用契約の締結等)

- 第4条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社に対し、当社所定の方法により、本サービスの利用の申込を行い、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとし、
- なお、本サービスの利用申込者は利用約款および基本約款の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用約款および基本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者が当社に対し、当社所定の方法による本サービスの利用変更の申込を行い、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとし、
  3. 当社は、本サービスの利用申込者および契約者が基本約款第5条第2項の各号の

いずれかに該当する場合には、利用契約または利用変更契約を締結しないことがあります。

#### (利用約款の変更)

第5条 当社は、利用約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の利用約款が適用されるものとし、

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、1ヶ月の予告期間において、当社所定の方法で変更後の利用約款の内容を契約者に通知するものとします。ただし、変更内容が契約者の不利益にならないと判断した場合はこの限りではなく、事後、契約者に対する速やかなる通知を以って利用約款を変更できるものとします。

#### (本サービスの種類と内容)

第6条 当社が一般的に提供する本サービスの種類およびその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、契約者が利用できる本サービスの具体的な種類および内容は、利用契約にて定めるものとします。

2. 当社は、本サービスの種類およびその内容を変更することがあります。なお、この場合には、当社が提供する本サービスの種類および内容は、当該変更後のサービス仕様書に定めるとおりとします。
3. 当社は、前項の変更を行う場合は、1ヶ月の予告期間において、当社所定の方法で変更後の内容を契約者に通知するものとします。ただし、変更内容が契約者等の不利益にならないと判断した場合にはこの限りではなく、事後契約者に対する速やかなる通知を以って本サービスの内容を変更できるものとします。

#### (初期設定)

第7条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスに関する初期設定サービスを、当社が別途定める方法および条件（当該サービスの料金を含みますが、これに限りません。）に従い、当社に申込み必要があります。当社は、当該申込に基づき契約者に対して本サービスに関する初期設定サービスを提供するものとします。

- (1) 本サービスを新規で申込みの場合
  - (2) 理由の如何を問わず、本サービスを中止、解約または期間満了後、再度、本サービスの利用を開始する場合
2. 契約者は、当社が要請した場合、初期設定サービス遂行のために必要な情報を直ちに無償で当社に提供するものとします。
  3. 契約者は、前項により契約者が当社に対して提供した情報（以下、「提供情報」と

います。)の正確性に関する責任および提供情報の提供に基づく損害賠償責任などの一切の責任を負うものとします。

4. 契約者から当社に対する提供情報の提供遅延、提供情報の不正確性、その他契約者の責に帰すべき事由に基づき、本サービスの開始が遅延した場合、当社は一切責任を負わないものとします。この場合、契約者は、利用申込書に定める本サービスの開始予定日から、第18条に定める利用料金の支払義務を負うものとします。

(契約者委託先による利用)

第8条 契約者は、本件目的に限り、本サービス等を契約者委託先に利用させることができるものとします。この場合、契約者は、契約者委託先による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

(契約者委託先の遵守事項等)

第9条 第8条の定めに基づき、契約者が、本サービスを契約者委託先に利用させる場合、契約者は、契約者委託先に次の各号に定める事項を遵守させるものとします。

- (1) 契約者委託先は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、契約者委託先に適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約等が理由の如何を問わず終了した場合は、契約者委託先に対する本サービスも自動的に終了し、契約者委託先は本サービスを利用できないこと。
- (3) 契約者委託先は、第三者に対し、本サービス等を利用させないこと。
- (4) 契約者委託先は、日本国外において本サービス等を利用(日本国外から電気通信サービス等を介して本サービスに接続する方法を含みます。以下本条第34条において同じ。)しないこと。
- (5) 契約者委託先は、利用契約等または本サービス等利用に関する権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡しないこと。
- (6) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、契約者委託先から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること。また、当社は第30条に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者等から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用契約等に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- (7) 契約者委託先は、請求原因の如何を問わず、本サービス等に関して当社に

損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことをあらかじめ承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項（以下、「連絡事項」といいます。）を、契約者委託先に対し、すみやかに伝達するものとします。
3. 前項に基づく連絡事項の提供は、当社から契約者に対してのみ提供されるものであり、当社から契約者委託先に対する直接の連絡事項の伝達義務は当社に発生しないものとします。契約者委託先に対する連絡事項の伝達は、契約者が責任を負うものとします。

（契約者委託先が利用契約等に違反した場合の措置）

第10条 第8条の定めに基づき、契約者が、本サービス等を、契約者委託先に利用させる場合において、契約者委託先が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 契約者委託先が、当社による契約者への是正勧告の日または前条第1項各号所定の条項に違反していることを契約者もしくは契約者委託先が確認した日から5営業日経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、何らの催告、通知を要することなく、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合には、前条第1項各号所定の条項に違反していることを当社が認めた後直ちに、措置を講ずることができるものとします。
  - (1) 当該契約者委託先に対する本サービスの提供を停止すること
  - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部または当該契約者委託先の本サービス利用に関する部分を含め一部を解約すること
3. 契約者委託先が、前条第1項各号所定の条項に違反したことにより、当社に損害が生じた場合、契約者は、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。

（利用責任者）

第11条 契約者は、本サービス等の利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、当社へ通知するものとし、本サービス等の利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

第12条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定

- し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、自己の責任と費用において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
  3. 契約者設備、インターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
  4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、本サービスを利用して契約者等が記録、保管、伝送または提供するデータ、ログ、情報、コンテンツその他契約者データについて、監視、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとします。ただし、本規定は当社の監視義務および管理責任を規定したものではありません。

(開示努力)

第13条 契約者は、AI データ分析技術が広く社会に受容されることを目的として、本サービスの利用者（契約者委託先を含みます。）に対して、本サービスに確率論的にデータ分析の結果を出力する AI データ分析技術が利用されていること、データ処理の流れ、リスクその他当社が指定する事項を開示するよう努めるものとします。

(契約者による最終判断)

第14条 契約者は、本サービスへの入力データを構成するデータの本人に対して、法的または重大な影響を及ぼす意思決定プロセス（契約者の採用活動における応募者の不採用の決定、契約者の従業員に対する人事考課等の決定、契約者の与信審査業務における顧客への融資不実行の決定および不審者検知等を含みますが、これらに限りません。）の主な判断要素として、本サービスを利用してはならないものとします。ただし、契約者が出力結果以外の情報を検討し、人間による最終的な判断を行う場合を除きます。

(認証情報)

第15条 当社は、本サービスを利用するため認証情報が必要な場合、別途当社の定める方法に従い、契約者にこれを交付するものとし、契約者は、契約者委託先に対し、認証情報を提供するものとします。

2. 契約者は、契約者委託先に対する開示の場合を除き認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう、自己の責任と費用において厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。契約者または契約者委託先による認証情報の管理不備、利用上の過誤、第三者の利用等により契約者自身およびその他の者が被った損害について、当社は一切の責任

を負わないものとし、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。

3. 契約者委託先第三者が契約者の認証情報を用いて、本サービスを利用した場合、当該利用は契約者の利用とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。

(データ)

第16条 当社は、サービス仕様書に記載された内容についてのみバックアップを実施するものとし、その他の契約者データの保護を目的とした保管、保存、バックアップ等を行わないものとします。

2. 当社は、本サービス用設備等の故障その他いかなる理由においても、契約者データが消失、破損したために発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第17条 本サービスの利用料金および算定方法等は、当社により、別途定めるとおりとします。

2. 当社は、契約者に対し、本サービスを基本約款、当該サービスの個別約款、利用契約およびサービス仕様書に基づき提供するものとします。
3. 本サービスの利用期間が、当該利用月の月末までに1カ月に満たない場合、または当該利用月の月末までに解約された場合であっても、本サービスの利用料金1カ月分とし、日割計算は行わないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用料金、算定方法等を変更する場合、第5条第2項本文に従って通知するものとし、契約者は、変更後の新利用約款にて、第4条第1項に定める申込を再度行うものとします。

(利用料金の支払義務)

第18条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間(以下、「利用期間」といいます。)について、利用料金およびこれにかかる消費税等相当額を利用契約等に基づき支払うものとします。

2. 利用期間において、第22条、第23条および第29条に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等相当額の支払を要します。

(利用料金の支払方法)

第19条 契約者は、当社からの請求書に従い、当社が指定する期日までに、本サービスの

利用料金およびこれに係る消費税相当額当社の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、当該支払において、銀行振込み手数料等の費用が生じる場合には、契約者がこれを負担するものとします。

(遅延利息)

第20条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務の弁済を怠った場合、当社は契約者に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金の支払いを請求できるものとします。

2. 前項の遅延損害金の算出方法は、1年を365日とした日割計算とし、1円未満は切り捨てるものとします。

(禁止事項)

第21条 契約者は、本サービス等を利用するにあたり、次の各号に規定する事項を行わないと共に、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ当社による本サービス等の提供に支障の生じることのないようにするものとします。

- (1) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を利用、送信、書き込み、掲載または第三者が受信可能な状態にする行為
- (2) 再利用モデルを生成する行為、蒸留その他これらに準じる行為
- (3) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為（本サービス用設備に含まれるソフトウェアの複製、改変、編集を含みますが、これらに限りません）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の解析行為および契約者データに違法なデータを混入する行為
- (4) 再利用モデルを生成する行為、学習済みモデルへの入力データと、学習済みモデルから出力されたデータを組み合わせて学習済みモデルを生成する行為、およびその他これらに準じる行為
- (5) 当社または第三者を誹謗もしくは中傷しまたはその名誉を傷つけるような行為
- (6) 当社または第三者の財産を侵害する行為
- (7) 個人の尊厳または人権（プライバシー権を含みます。）を侵害する行為
- (8) 人間の尊厳を侵害する行為
- (9) 違法または不当な差別を助長し、または誘発する行為
- (10) 事実に反する情報または意味のない情報を書き込む行為
- (11) 公序良俗に反する内容の情報、文章、図形等を書き込む行為
- (12) 本サービス利用にあたり、プロンプトとして以下の内容を入力する行為
  - イ) 国家機密および企業秘密（企業、組織の占有情報を含む）
  - ロ) 重要インフラ業務に影響する情報など

- ハ) マイナンバー
- ニ) 個人の診療に関する諸記録（電磁的に記録されるものを含まず。）
- ホ) プライバシー情報
- ヘ) その他当社が別途指定する情報

- (13) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を権原なく改ざんまたは消去する行為
  - (14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (15) 著作権表示等を削除または変更する行為
  - (16) 本サービス等のベンチマークテストの結果を第三者に開示すること
  - (17) 本サービス等を第三者にレンタル、リースその他貸与すること
  - (18) 商用ソフトウェアホスティングサービス、タイムシェアリングサービス等、第三者に本サービス等を利用させることを内容としたサービスの提供を目的として利用すること
  - (19) 本サービス等を利用した、第三者に対する分析サービス、分析結果提供サービス、コンサルティングサービス、ソリューション開発サービス、その他本サービス等の全部または一部を利用したサービスを提供すること（疑義を避けるために付言すると、本号は、契約者が本サービス等を利用することにより取得した出力結果を用いて第三者にサービス提供を行うことを妨げるものではない）
  - (20) 本サービス等を、日本国法により技術の提供を禁止されている者に提供すること
  - (21) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
  - (22) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると当社が判断する行為
  - (23) その他本サービスの運営を妨げると当社が判断する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービス等の全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供または伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含まず。）情報（データ、コンテンツを含まず。）の管理、監視または削除等の義務を負うものではありません。

4. 当社は、前項に定める情報の削除処置を取ることが技術的に不可能な場合、契約者に対して第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除するよう要請することができ、契約者は、かかる要請に遅滞なく応じ、契約者委託先には要請に遅滞なく応じさせるものとします。
5. 当社は、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、契約者に対して事実確認、説明依頼、再発防止、および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとします。
6. 契約者は、自己の名称と計算において行う場合にのみ本サービスを利用しまたは契約者委託先に利用させるものとし、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者のため、または第三者から受託した業務を実施する目的で本サービス等を利用し、または利用させないものとします。
7. 契約者または契約者委託先の本条の規定違反により本サービス等の提供または本サービスに係る当社の業務遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は自ら必要と認める措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置をとる場合は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知するものとします。

#### (一時的な中断)

第22条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービス等の全部または一部の提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 当社の責に帰すべき事由によらず、電気通信事業者が、本サービス提供のための電気通信回線または電気通信サービスの提供を中止または中断した場合
  - (3) 当社の責に帰すべき事由によらず、第三者サービス等を当社へ提供する第三者が、当社に対する提供を中止または中断した場合
  - (4) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
  - (5) その他天災地変等不可抗力によりやむを得ない場合
  - (6) 第29条第1項各号記載の事由に該当した場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合には、事前の通知を要しないものとし、事後すみやかに通知するものとします。

#### (提供停止)

第23条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に、理由、期日および期間を通知した上で、本サービス等の全部または一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合には、事前の通知を要しないものとします。

- (1) 利用料金未払いその他利用契約等の定めいずれかに違反した場合
- (2) 第21条第3項の規定により、本サービスを停止する場合
- (3) 契約者が第41条第1項第1号乃至第6号および第8号乃至第10号のいずれかに該当する場合

(本サービスの廃止)

第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス等の全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の3ヶ月前までに契約者に通知した場合
- (2) 本サービス用設備等を当社に提供する事業者が、当該提供を廃止し、当社の合理的な努力をもってしても、当社が代替の設備等を構築することができない場合
- (3) 当社の責めに帰すべき事由によらず、当社と第三者サービス等当社へ提供する第三者との間の契約等が終了した場合
- (4) 第29条第1項各号記載の事由に該当した場合

(本サービス用設備等の障害等)

第25条 契約者は、本サービスが利用できない等の不具合を発見した場合、契約者設備、インターネット接続および本サービス利用のための環境に故障がないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。

2. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
3. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します（ただし、本サービス用設備等のうち、第三者サービス等に障害があることを知ったときは、当該第三者サービス等を当社に提供する第三者に修理または復旧の指示を行うものとします）。
4. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する、当社が提供を受ける電気通信回線または電気通信サービスについて障害があることを知ったときは、当該電気通信回線または電気通信サービスを提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
5. 当社は、その裁量により、本サービス用設備の不具合を修正した本サービス用設

備もしくは修正するためのサービス用設備（以下、これらのサービス用設備を「修正サービス用設備」と総称します。）、またはかかる修正に関する情報を契約者に提供する場合があり、当該提供された修正サービス用設備は本サービス用設備とみなします。

（善管注意義務）

第26条 当社の本サービスの提供にかかる履行責任は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供することに限られるものとします。

（責任）

第27条 利用契約等に基づき当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下、「利用不能」といいます。）が発生した翌月の第2営業日までに、利用責任者より所定の申請書にて当社へメールによる申請があり、当該利用不能が連続して24時間以上となったことを当社が確認した場合、契約者から始期と終期を指定して届出があった当該期間内において、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する定額料金分相当額およびこれにかかる消費税等相当額が、当該利用不能状態が発生した日が属する月の翌月分の請求金額から、当該請求金額を上限として減額されるものとします。なお、利用不能期間の連続期間および利用不能の日数は、サービス利用月単位で算出されるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第22条、第23条および第29条に定める事由に起因して本サービスが利用不能である場合、当該利用不能期間は、利用不能として連続した時間に算入しないものとします。
3. 第1項に定めるものの他、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス等または利用契約等に関して、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

（保証の排除）

第28条 当社は、本サービス等および本サービス等の利用の結果（出力結果を含みます。以下同じとします。）に関し、利用契約等またはサービス仕様書に明記されている場合を除き、次の各号を含め、いかなる保証も行いません。

- （1） 本サービスが一時的な中断または停止することなく提供されること
- （2） 本サービスを利用して契約者または契約者委託先に提供または送信する情報の内容等
- （3） 本サービス等が、契約者の目的に適合していることならびにそれらの利用および利用の結果に関する契約者の業務または事業活動において一定の目

的を達成すること

- (4) 本サービス等が応答性、可用性、正確性（分析精度）、公平性、完全性を含め一定の品質を保持すること
- (5) セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されること、不正アクセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されること、本サービス等で利用するデータが常に正確であること、本サービス等または本サービス等の利用の結果に瑕疵が全く存在しないこと
- (6) 本サービス等および本サービス等の利用の結果が第三者（契約者委託先を含み、国内外を問いません。）の権利を侵害（著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権を含みますが、これらに限りません。）しないこと

（免責）

第29条 本サービス等または利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第26条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 新型インフルエンザ、SARS等の伝染病
- (3) 放射能汚染
- (4) 水道、ガス、および当社の自家発電設備または本サービス用設備等を当社に提供する事業者その他本サービスの提供に必要な役務等を当社に提供する事業者の能力を超えた電力の不足
- (5) 当社または本サービス用設備等を当社に提供する事業者その他本サービスの提供に必要な役務等を当社に提供する事業者が安全配慮のため事業所を閉鎖または休業した場合
- (6) 契約者設備もしくは契約者の接続環境の障害または本サービス用設備までの電気通信回線またはインターネット接続サービスその他の電気通信サービスの不具合
- (7) 本サービス用設備からの応答時間等電気通信回線またはインターネット接続サービスその他の電気通信サービスの性能値に起因する損害
- (8) ウィルス、第三者による不正アクセス、アタック、通信経路上での傍受およびこれらの試み
- (9) 当社が定める手順またはセキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (10) 契約者の不正な操作
- (11) 本サービスの機能としての中断（フェイルオーバーにともなうサーバの再

起動など)

- (12) 刑事訴訟法第218条、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく処分および請求への対応
  - (13) 前号のほかの政府または政府機関の行為（行政命令、行政指導または勧告を含みますが、これらに限りません。）
  - (14) 電気通信事業法第8条に基づく、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置
  - (15) 第22条乃至第24条に基づく、本サービスの中断、停止、廃止
  - (16) 本サービス等の提供に関連して適用されうる各国の関係法令の改正
  - (17) 本サービス等の利用および利用の結果に関し発生する問題、本サービス等の分析精度が不十分であることに起因して発生した問題または契約者等が本サービスを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争等
  - (18) 第42条第2項に従い当社が破棄した本サービス用設備などに記録された資料等および契約者データならびに本生成物およびそれらのすべての複製物に起因するもの
  - (19) 契約者が第43条に基づく通知を怠ったことに起因するもの
  - (20) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 本サービスは、確率論的にデータ分析の結果を出力するものであり、いかなる場合も契約者における意思決定の最終的な判断を行うものではなく、当社は、本サービス等を利用して契約者が下した全ての意思決定について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者データが第三者の著作権その他の知的財産権またはその他の権利を侵害するものとして、当社と第三者との間で紛争等が生じた場合、契約者は、自らの費用と責任において、当該紛争等の防御および解決にあたるものとし、かつ、当社を一切免責するものとします。当該紛争等に関連して当社に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責任を負うものとします。

(再委託)

第30条 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、契約者に対する本サービスの提供に関する業務の全部または一部を当社の費用と責任において第三者に再委託（再々委託等を含みます。）できるものとします。

(知的財産権)

第31条 当社は、利用契約等に定めるもののほか、当社または第三者が保有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関する利用の許諾、譲渡等を契約者

等に行うものではありません。

2. 本サービス等には、利用契約等以外のライセンス契約に基づき契約書に利用許諾される第三者のソフトウェアまたはプログラム等が含まれることがあります。この場合、かかるソフトウェアまたはプログラムに関してのご利用条件は、当該ライセンス契約が定める条件が利用契約等よりも優先します。
3. 契約者は、契約者が当社に対して本サービス等およびその利用方法に関するフィードバック（意見、感想、提案を含みますがこれらに限定されません。）を提供した場合、当社が当該フィードバックを自由に利用できること、およびそのフィードバックを本サービス等に反映した場合はその本サービス等を自由に頒布・販売できることに予め同意します。

（秘密情報の取り扱い）

第32条 契約者および当社は、利用契約等の履行に関して、または本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他の情報であって、次の各号に定める情報（以下、「秘密情報」といいます。）について、当該秘密情報に関連する利用契約の有効期間中のみならず終了後も3年間、本項第3号に関しては、利用契約の有効期間終了後もなお、第三者に開示または漏洩しないものとします。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示された情報
  - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後14日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの
  - (3) 本サービス等のベンチマークテスト結果、LLM、プロンプトファイルおよび本生成物
2. 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報として取り扱わないものとします。
    - (1) 開示を受けた際、既に公知であった情報、または秘密保持義務を負うことなく既に被開示者が保有している情報
    - (2) 被開示者が、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
    - (3) 開示後、相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
    - (4) 開示後、利用契約等に違反することなく、公知となった情報
  3. 秘密情報の開示を受けた当事者は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。
  4. 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を利用契約等の履行または本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必

要な範囲内で、秘密情報（LLM およびプロンプトファイルを除きます。）を複製または改変することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製または改変された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。

5. 前各項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めた場合には、第30条所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

#### （情報セキュリティ）

第33条 当社は、第32条第4項に定める場合を除き、本サービス用設備の記録媒体内に格納される契約者の秘密情報、個人情報および契約者データについては関知するものではなく、それらの情報にアクセスしません。

2. 当社は、本サービス用設備の管理にあたり、当社の判断に基づくセキュリティの確保を行うものとし、契約者の特定の秘密情報、個人情報または契約者データに対する特別な管理の実施の希望に応じることはできません。

#### （情報開示要求）

第34条 当社は、政府機関、裁判所等から法令の規定に基づいて秘密情報または契約者データを開示する旨の請求または命令等を受けた場合は、当該政府機関、裁判所等に開示することができるものとします。ただし、かかる請求または命令等を受けた当事者は、秘密情報または契約者データを保護するための措置をとる機会を相手方に付与するため、当該開示について相手方に対し事前に通知するものとします。なお、かかる事前の通知が不可能または著しく困難である場合は、かかる請求または命令等を受けた当事者は、政府機関、裁判所等への開示後できる限りすみやかに相手方に対して通知するものとします。

#### （個人情報の取り扱い）

第35条 契約者は、本件目的の範囲内において個人情報を利用する場合、本サービスの利用にあたり、本サービスの内容、本サービスにおいて取り扱うデータ、その他の個人情報の取得、利用、委託による個人情報の提供、その他個人情報の取り扱い等について、本人に対する事前告知、情報提供、同意取得その他必要な手続きを実施するものとし、個人情報保護法等の関連法令および関係ガイドラインならびに当社が別途定める事項を遵守のうえ、適法かつ適切に当該個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、利用契約等に関し、または本サービス遂行のため契約者から提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を次の各号の場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ利用契約等の履行または本サービス遂行目的の範囲を超えて利用しないものとします。
  - (1) 当社または当社の提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合（ただし、提携先等の第三者への個人情報の開示は含まないものとします。）
  - (2) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた再委託先に対し、利用契約等の履行のためまたは本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
  - (3) 本サービスのサービス向上等の目的で個人情報を集計および分析等する場合
  - (4) 前号の集計および分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で提携先等の第三者に開示または提供する場合
  - (5) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者または本人に電子メール等を送付する場合
  - (6) その他任意に契約者等または本人の同意を得たうえで個人情報を利用する場合
  - (7) 政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合
  - (8) その他、個人情報保護法により開示または提供が認められる場合

（本サービスの提供区域）

第36条 本サービス等の提供区域はサービス仕様書に定める範囲に限定されるものとします。

2. 契約者は、日本国外において本サービスを自己利用する、または契約者委託先により再利用（日本国外から電気通信サービス等を介して本サービスに接続する方法を含みます。以下、本条において同じとします。）させる場合、自己に適用される各国の法令を遵守するものとします。また、契約者は、本サービスを日本国外において利用するにあたり関係する各国法令等が求める届出、許認可の取得その他必要な手続きを、自己の費用と責任において行い、または契約者顧客に行わせるものとします。
3. 第2項の場合において、契約者は、本サービスの自己利用または契約者委託先による再利用にあたり行われる、本サービス用設備への情報の記録（契約者データ等を含むがこれに限りません。）に関して適用されるすべての輸出入規制（外国為替および外国貿易法を含みますが、これに限りません。）を遵守し契約者委託先に遵守させるものとします。契約者は、本サービスの自己利用または契約者委託先

による再利用に係る輸出入管理の一切の責任が契約者であることを認識します。

(内部統制監査)

第37条 当社は、契約者による当社への直接の内部統制監査には応じないものとします。

(報告および調査)

第38条 契約者は、本サービスの利用状況について当社から報告を求められたときは、直ちにその状況を当社に報告するものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用が利用契約等に違反し、または重大な人権の侵害と認められることが判明した場合、速やかに当社に対し直ちにその事実および状況を通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用状況について調査の必要があると認めた場合、契約者の事前承諾を得ることなく、当該利用状況について、当社または当社から委託を受けた第三者による調査（契約者の事業所、工場等への立ち入り、書類およびシステムの閲覧、ヒアリング等を含みますが、これらに限りません。）を行うことができるものとし、契約者は、当社の調査に協力するものとします。なお、当該調査は、契約者の通常の営業時間内に行われるものとします。

(利用期間)

第39条 本サービス等の利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、期間満了10営業日前までに契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾した場合に限り、当該利用変更申込書に定める利用契約の終了日まで利用期間は延長されるものとし、以後同様とします。

(契約者からの利用契約の解約)

第40条 契約者は、解約希望日の10営業日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が10営業日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より10営業日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、解約日において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(利用契約の解約)

第41条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解約する

ことができるものとします。

- (1) 自ら振り出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合
  - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき
  - (4) 前各号のほか財産状態が悪化し、またはその虞があると認められる相当の事由がある場合
  - (5) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (6) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたとき
  - (7) 利用契約等に基づく債務を履行せず、または利用契約等に違反し、当社が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に履行または是正されない場合
  - (8) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入があった場合
  - (9) その他、契約者の責に帰すべき事由により、当社の業務に著しい支障を来たとき、または来たす虞があると認められるとき
  - (10) 過去に不正利用等により利用契約もしくは当社が提供する本サービス以外のサービスに係る契約が解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明した場合
2. 契約者は、自己が前項各号の一に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当社の債務が履行されたか否かを問わず、支払遅延損害金とともに、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(契約終了後の処理)

第42条 契約者は、利用契約が終了した場合、終了理由の如何にかかわらず、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等ならびに本生成物およびそれらのすべての複製物については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、終了理由の如何にかかわらず、本サービス用設備などに記録された資料等および契約者データならびに本生成物およびそれらのすべての複製物を直ちに消去できるものとします。なお、当社の本サービス用設備にかかる資料等および契約者データならびに本生成物およびそれらのすべての

複製物の消去に関して、契約者等または第三者に発生した損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 利用契約が終了した場合であっても、第9条、第10条、第13条、第14条、第16条乃至第21条、第27条乃至第29条、第31条乃至第38条、第41条第2項、第42条、第44条、第46条および第47条の規定は、対象となる事項が存続する限りなお有効に存続します。

#### (通知)

第43条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### (権利義務譲渡の禁止)

第44条 契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、利用契約等に基づく権利義務および契約上の地位を、第三者に譲渡し、または担保に供しないものとします。

#### (変更通知)

第45条 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の2ヶ月前までに当社に通知するものとします。当社は、契約者が当該期日までに通知することを怠ったことにより当社からの通知の到達が遅れ、または通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### (合意管轄)

第46条 利用契約等に関して契約者と当社の間で生じた紛争の解決については、訴額のかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (準拠法)

第47条 利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(疑義解釈)

第48条 利用契約等に定めのない事項および利用契約等中疑義の生じた事項については、  
両者別途協議のうえ決定するものとします。

## 改版履歴

版数	作成日	変更内容
1	2024/12/19	新規作成
2	2025/4/10	第 9 条(4)の誤植の更新 誤：「日本国外において本サービス等を利用し、または第三者に利用させること。」 正：「日本国外において本サービス等を利用しないこと。」